

イスラーム的世界秩序観は、イスラーム世界<sup>1</sup>の形成にあわせ、7世紀から9世紀にかけて成立したと言われている<sup>2</sup>。

預言者ムハンマドによって伝えられた唯一神アッラーに帰依(islām)した者を muslim と呼び、muslim にとって世界は「イスラームの家 dār al-islām」と「戦争の家 dār al-harb」との二つから構成される。前者はイスラーム法(sharī'a)が行われている地域、後者はそうでない地域(=異教徒支配域)を指す。Dār al-Islām は一つであるはずであり、イスラーム国家が複数併存することは想定されていない。

Dār al-harb はいずれ dār al-islām に含まれていくはずであり、そのための muslim の努力を djihād と呼ぶ<sup>3</sup>。「聖戦」と訳されるのが通例ではあるが、軍事的手段を用いることが常に想定されているわけではない。もっとも、たとえばイスラーム教の平和的な布教を認めない相手に対する武力行使は djihād として合法であると考えられているともされており<sup>4</sup>、武力行使の範囲は広く認められる。また、Djihād は muslim の永続的義務である。ただし、Djihād は通常の状況では「個人義務」ではなく「集団義務」と理解され、djihād を行なうことはイスラーム共同体全体に課せられた義務であって、必ずしも個々のイスラーム教徒が例外なく常に djihād に参加する義務を負っているのではないとされる<sup>5</sup>。

Dār al-harb の異教徒は harbī と呼ばれ、それはさらに、「啓展の民 Ahl al-kitāb」(一神教を信じ、啓示の書を持つ。キリスト教徒やユダヤ教徒)とそうでない者とに大別される。Ahl al-kitāb は、保護(djimma)を受けることができる被保護者(dhimmī)として、自己の宗教等を維持しつつ、sharī'a の許容する範囲で dār al-islām において自治生活をすることが許

<sup>1</sup> この予習課題文を読むにあたって、以下の警告を念頭に置いておいて頂きたい。「イスラーム世界という語は、19世紀になって社会の世俗化が進行する西ヨーロッパで生まれた。とくに、アルジェリアの植民地化によってイスラームという宗教やムスリムとより密接に接触するようになったフランス語圏の知識人の間で、自らが帰属する『ヨーロッパ』という空間の概念が強く意識されるようになると、これと軌を一にしてその対概念としての『イスラーム世界』(主として le monde musulman という語が用いられた)という単語が『発見』され、はっきりとした像を結ぶようになったのだ。」「政治と歴史認識の関係性がきわめて重要な現代においては、どのような枠組みであっても、過去を解釈し叙述する際には、なぜその枠組みを用いるのかという点について歴史家が意識的でなければならない。既成の空間概念であればなおさら、その現代的な意味を常に自問する姿勢が重要である。」羽田正「イスラーム世界」羽田正(編)『MINERVA 世界史叢書 1 地域史と世界史』(ミネルヴァ書房、2016年) 63頁、66-67頁、75-76頁。

<sup>2</sup> 特に記さない限り、以下の文章は、鈴木董「イスラム国際体系」有賀貞ほか(編)『国際政治 1 国際政治の理論』(東京大学出版会、1989年) 81頁以下、鈴木董「世界秩序・政治単位・支配組織」鈴木董『オスマン帝国とイスラーム世界』(東京大学出版会、1997年) 45頁以下、鈴木董「イスラーム世界秩序」鈴木董『ナショナリズムとイスラーム的共存』(千倉書房、2007年) 11頁以下、Dominique Gaurier, *Histoire du droit international, nouvelle édition*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2014, pp. 128-141; Mohammed Fadel, "International Law, Regional Developments: Islam", [Max Planck Encyclopedia of Public International Law](#), October 2009 に依拠している。[電子ジャーナル・データベースへのアクセス方法](#)。

<sup>3</sup> Djihād につき、参照、中田考「シーア派法学における古典ジハード論とその現代的展開」山口大学哲学研究 15号(2008年) 1頁。

<sup>4</sup> Andrew F. March & Naz K. Modirzadeh, "Ambivalent Universalism? Jus ad Bellum in Modern Islamic Legal Discourse", *European Journal of International Law*, v. 24, 2013, p. 367, p. 382.

<sup>5</sup> 池内恵「近代ジハード論の系譜学」国際政治 175号(2014年) 115頁、117頁。

されていた<sup>6</sup>。有名な「コーランか、貢納か、剣か」が適用されたのは Dhimmī についてである。他方、それ以外の harbī については「改宗か死か」の選択しか与えられない。

Dār al-islām も dār al-harb も宗教を単位とした集団（宗教共同体 Milla）である。人と人との結びつきの根拠が宗教であるため、「民族」や「国家」という概念は存立の余地がない。法の適用も、muslim かそうでないかを基準に、すなわち宗教を基準とする属人主義的適用がなされた<sup>7</sup>。この観点からも、「国家」や「国境」などは意味を持たない。

Dār al-harb にいる muslim にとっての指導者は dār al-islām の指導者であり、dār al-harb にいる muslim をも含めた全 muslim の共同体 umma<sup>8</sup>を指導するのもまた彼である。ムハンマドは「最後の預言者」であるため、彼亡き後に預言者は存在しない。その後の指導者は全てムハンマドの代理人であり、khalīfa（ハリーフアあるいはカリフ）や imām と呼ばれる。

Dār al-islām は一つであり、dār al-harb は異教徒集団の数だけ存在する。そこで、「国際」関係は、

- ①Dār al-islām と dār al-harb との間
- ②ある dār al-harb と別の dār al-harb との間

に成立する。もちろん、②についてはイスラーム法は関心を持たない。

①について存在する法規範は、お互いに守るべきとされる双務的なものではなく、dār al-islām の側が自己に課す行為規範である。Djihād が常態なので、①に適用される法規範のほとんどは、戦争のやり方に関する法（戦争法あるいは武力紛争法）である。もっとも、muslim 側の利益となる場合には、djihād を中断することができ、和平 Sulh のために muslim 共同体と異教徒共同体とは契約 Ahd を結ぶことができる。契約であるので、これは双務的であり、dār al-islām の側が一方的に破棄することはできないと考えられた。契約の双務性はコーランに基づくとされる<sup>9</sup>。

Sulh が成立する場合、ahl al-kitab は dār al-islām に入って活動することが認められる（当然、一定の行動制限は受ける）。そのような者を、安全保障 amān を受けた者 musta'min と呼ぶ。Musta'min と dhimmī との間には、一時滞在か永住かという違いしかなく、musta'min が dār al-islām において長期滞在する場合、dhimmī とみなされるようになる。

理念的には djihād が常態であるとしても、現実には毎日毎年戦争を続けることはできない。そこで、本来 djihād の「中断」に過ぎないはずの sulh が現実には常態化していくことになる。そして、dār al-islām と sulh の状態にある dār al-harb は平和の家 dār al-sulh

<sup>6</sup> いわゆる「イスラーム国」は、2015 年 9 月にシリアのカルヤタイン村のキリスト教徒を dhimmī することとしたと報じられている。

<sup>7</sup> 本講義では、イスラーム法の「国内」的側面については扱わない。それについては、さしあたり、参考、佐藤次高（編）『イスラームの歴史 1 イスラームの創始と展開』（山川出版社、2010 年）第 3 章。

<sup>8</sup> Umma 概念の詳細については、参考、小杉泰『イスラーム文明と国家の形成』（京都大学学術出版会、2011 年）第 4 章「共同体と国家の形成」。

<sup>9</sup> Yadh Ben Achour, « La civilisation islamique et le droit international », *Revue générale de droit international public*, t. 110, 2006, p. 19, p. 22.

と呼ばれるようになる。Sulh は双務的な Ahd に基づくため、Ahd に基く平時関係は双務的であり、ヨーロッパ的な「国際法」の発想と親和性を持つ。このようにして、原理的には dār al-islām ないし muslim の側の自己規制に過ぎない異教徒との関係を、現実に合わせ、双務的なものにしていく力が働く。

Sulh が常態化すると、Musta'min の権利制限を緩和する実践的必要が出てくる。そこで、特例として様々な権利が恩恵的に付与されるようになる。これが、のちに capitulation と呼ばれる現象につながっていく。

他方、一つであるはずの dār al-islām は、現実世界では分裂を続ける。スンナ派とシーア派との分裂に始まり、様々な王朝 dawla が並立し、khalīfa も消滅することになる。それぞれの dawla は、それぞれが現実に支配する地域における shari'a 守護者として正統化された。実際には各 dawla 内で独自の法規範が成立するが、それはあくまで shari'a の実施細則でしかない。イスラーム法上、立法権は君主であれ何であれ人間の手中ではなく、唯一神アッラーに属するからである。

いずれにせよ、複数の dawla が並立する以上、

### ③ある dawla と他の dawla との間

の法関係を説明する必要が出てくる。しかし、この現実をイスラーム統一の理論と整合的に説明する理論化はなされず<sup>10</sup>、慣行の枠内で外交ルールが蓄積されるに至った、と指摘されている<sup>11</sup>。全ての dawla は一つの dār al-islām の構成員に過ぎず、その相互関係も shari'a で説明されるのが基本となる。既に述べたように、人や物の移動を制限するための国境は存在しないが、徴税や軍隊の移動範囲を制限するための境界は認識されていたようである。

このイスラーム的「国際」関係の把握が大きな変動を受けるのは、第一次世界大戦を経てオスマン帝国が崩壊し、世俗国家としてのトルコ共和国が成立してからである<sup>12</sup>。トルコ以外の諸 dawla は、西欧諸国の植民地として扱われ、ヨーロッパ国際法の論理が貫徹されることとなる。

では、第二次世界大戦を経て、脱植民地化を果たした後のイスラーム諸「国」間関係はどのように理解されるか。実は、イスラーム法理論の側からは、現時点においても必ずしも十分に整理はできていないようである。イスラーム法から見ると、「主権的イスラーム国家」なるものを認めることはいかにしても困難だからである<sup>13</sup>。たとえば、サ

<sup>10</sup> 理論化の試みがなされなかつたわけではない。たとえば、イベリア半島に成立した後ウマイヤ朝カリフの正当化のために、海により隔てられている場合にはそれぞれに元首を立てることができる、等と言われたこともある。小杉泰『現代イスラーム世界論』(名古屋大学出版会、2006年) 47頁。

<sup>11</sup> Mahmoudi によれば、あくまで pragmatic な対応がなされたことにとどまる。Said Mahmoudi, "Islamic Approach to International Law", [Max Planck Encyclopedia of Public International Law](#), last updated in March 2018, para. 15.

<sup>12</sup> その経緯につき、藤波信嘉「主権と宗主権の間——近代オスマンの国政と外交」岡本隆司(編)『宗主権の世界史』(名古屋大学出版会、2014年) 49頁。

<sup>13</sup> たとえば、イスラーム国際法史に関する最近の研究においても、「主権」や「国家」についての説明はなされていない。Fatiha Sahli & Abdelmalek El Ouazzani, "Africa North of the Sahara and Arab Countries", *The*

ウジアラビア憲法の 1 条を見てみると、これを前提にイスラーム諸「国」間の「国際」関係を構想するのが如何に困難か、想像できるだろう。

それでも、現状に合わせて、「イスラーム国際法」の構築が試みられている。たとえば、*djihād* が常態であると説明されていたのは、その当時の国際関係が敵対的なものだったからであって、国連憲章の諸原則（国連憲章 1 条・2 条参照）を前提とする現在の国際社会においては、muslim の信教の自由が確保される国は *dār al-harb* とはみなさない、というような説明である。しかし、これも所詮イスラーム国と非イスラーム国との関係に関するものであって、イスラーム国相互関係についての理屈ではない。

さらに、しばしば米国やイスラエルに対する *djihād* がイスラーム法上の義務として主張されるように、現在においてもイスラーム法が国際関係をも規律する法規範として妥当しているとの理解が広く見られることにも、留意が必要である。その *djihād* について言えば、*djihād* を宣言する権限を有するのは *khalīfa* のみであるはずのところ、*khalīfa* がいなくなつてからは、現状に即して各 *dawla* の支配者がその権限を有するものと理解された。しかし、ある *dawla* の支配者が真のイスラームの支配者であるかどうかを決めるのは最終的には「人民の支持」があるか次第であるとされ<sup>14</sup>——中華思想における革命との親近性も指摘できよう——、結局のところイスラーム世界における「国」を観念することが難しいことを示している<sup>15</sup>。

もちろん、現実世界においてはイスラーム「諸国」は主権国家並存状態にあるともいえ、イスラーム諸国からなるイスラーム協力機構の憲章 1 条 3 項を見てみると、ヨーロッパ的意味での主権概念が完全に受容されているかのように見える。ただ、これをイスラーム法の理屈に基づいてどう説明するのかは、定かでない<sup>16</sup>。

ちなみに、最近様々な場面で話題になる「イスラーム国」についてはいろいろな名称が当てられているが、自分たちでは単に *al dawla* と呼んでいるようである。ここまで説明を踏まえると、なぜそのように自称しているかが理解できるだろう<sup>17</sup>。そして、その指導者が 2014 年 6 月 29 日に *khalīfa* を自称するに至ったことも、他のイスラーム諸国が「イスラーム国」と敵対関係にあることも、「イスラーム『国』」と呼ぶことが不適切でありながらも他により良い名称がなかなか見つからないことも、同様に理解できよう。

---

<sup>14</sup> Oxford Handbook of the History of International Law, Oxford University Press, 2012, pp. 385-405.

<sup>15</sup> Niaz A. Shah, “The Use of Force under Islamic Law”, European Journal of International Law, vol. 24, 2013, p. 343, p. 358.

<sup>16</sup> 沖祐太郎は、「(イスラーム法学者) に一般的、中道的見解においては主権国家体制が肯定ないし是認されている」と言うが、その「一般的、中道的見解」における「主権国家」がヨーロッパ的な意味での「主権国家」であるのかどうかは定かでない。沖祐太郎「カリフ制国家と国際法」『ノモス』増刊号 2016 年 9 月 29 頁、37 頁。

<sup>17</sup> 現に、イスラーム協力機構は *umma* の分裂を隠蔽する組織であるとの批判がイスラーム急進派にあるという。小杉・前掲注 10・601-604 頁。

<sup>18</sup> 「イスラーム国」の「建国」宣言が英訳されているので参考されたい。それがおよそ「国」なるものを地球上から抹殺しようとしていることが理解できるだろう。